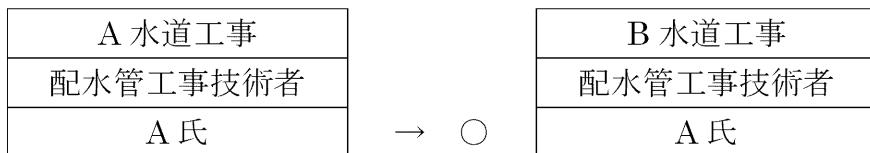


平成 25 年 7 月 30 日

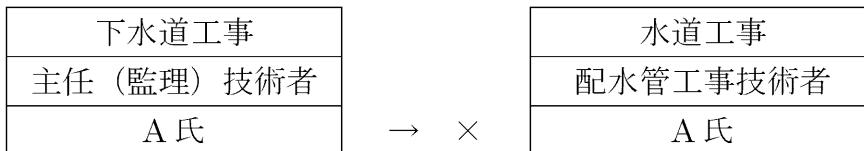
配水管工事技術者制度について

- 配水管工事技術者については、専任の必要はありませんが、他の工事において、専任配置されている主任（監理）技術者を、当該工事の配水管工事技術者として配置することはできません。
- 配水管工事技術者は、同水道工事内において、主任（監理）技術者と兼任できます。
- 配水管工事技術者については、元請業者が配置してください。
- 元請業者が配置する配水管工事技術者については、元請業者と 3 カ月以上の雇用関係にあることが必要です。

例 1) 配水管工事技術者は専任の必要はないため、他の水道工事の配水管工事技術者として配置できる。



例 2) 他の工事において、主任（監理）技術者として専任されている者は、水道工事において配水管工事技術者として配置できない。



例 3) 配水管工事技術者として配置された者は、他の工事の専任の主任技術者又は監理技術者として配置できない。



例 4) 同水道工事については、主任（監理）技術者は、配水管工事技術者として配置できる。

